

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

本特記仕様書は、契約約款本文と一体となって、発注者及び受注者を拘束するものとする。

（目的）

第1条 本特記仕様書は、受注者が個人情報を取り扱う業務を受注することに鑑み、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令を遵守することを通じて、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うことを目的とする。

（定義）

第2条 本特記仕様書において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める情報とし、番号法第2条第9項に定める「特定個人情報」を含むものとする。

（基本事項）

第3条 発注者及び受注者は、個人情報を取り扱う全ての事務において、次の各号に掲げる法令その他関係法令を遵守しなければならない。

- （1） 個人情報保護法
 - （2） 番号法
 - （3） 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
 - （4） 東久留米市情報セキュリティポリシー（平成15年3月東久留米市策定）
- 2 受注者は、個人情報取扱業務に係る個人情報の漏えい、紛失、改ざん、滅失、毀損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、前二項の取扱いに疑義を生じたときは、発注者の指示に従わなければならない。

（責任体制の整備）

第4条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

- 2 受注者は、本業務における個人情報の取扱いの責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、個人情報が適正に取り扱われるよう、業務責任者及び業務従事者に対して必要か

つ適切な監督を行うものとする。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、本特記仕様書における業務責任者及び業務従事者に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密保持義務)

第6条 受注者は、本業務の履行により直接若しくは間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本業務に関わる作業従事者等に対して、在職中及び退職後においても、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本業務を自ら取り扱うものとし、発注者の許諾を得た場合に限り、本業務の全部又は主要な一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することができる。再委託先が再々委託先以下に委託する場合も同様とする。

- 2 受注者が前項に基づき再委託する場合、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その許諾を得なければならない。
- 3 受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の管理)

第8条 受注者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出

さないこと。

- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 個人情報の漏えい等の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 個人情報を扱う場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませないこと。
 - (10) 個人情報を扱うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- 2 前項第6号及び第7号の適用につき、受注者は、番号法第9条各項及び第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。
- 3 受注者は、別途仕様書等において保管年限を定めた場合に限り、個人情報について、契約期間終了後も継続してこれを保持することができる。
- 4 前項の場合において、受注者は、保管期間中、第1項の規定に従い、当該個人情報を保管しなければならない。保管年限経過後は、第11条の規定に従い、速やかに当該個人情報を発注者に対して返還又は廃棄しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受注者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、本業務において利用する個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他の当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、本業務において利用する個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第12条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第13条 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため必要があると認めるときは、受注者及び再委託先に対して、立入調査を含む監査又は検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第14条 受注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものである場合は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(契約解除)

- 第15条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本契約に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対し

て、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記仕様書の内容に違反し、又はその義務を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第17条 この特記仕様書において書面により行わなければならないこととされている報告、申出、申請、承諾等は、法令等に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。